

○東京藝術大学における芸術国際交流協定等の締結に関する申
合せ

〔平成27年 8 月 1 日〕
グローバルサポートセンター

改正 令和元年 7 月18日

本学が外国の大学等の教育・研究機関（以下「大学等」という。）と芸術に係る国際交流協定（以下「協定」という。）を締結する場合の取扱いについては、以下に定めるところによる。

1 協定締結の方針

- （１）協定は、対等な立場で交流を行うことを原則とする。
- （２）協定は、原則として過去に芸術国際交流実績を有し、締結後に更なる交流実績の蓄積が期待できる大学等間で締結する。
- （３）協定は、双方の芸術に関する交流を深めるとともに、双方の教育・研究活動の向上に有益な内容とする。
- （４）「大学間協定」とは、本学と外国の大学等間で締結する協定をいい、原則として本学の複数部局にまたがる場合に締結する。署名者は双方の学長とする。
- （５）「部局間協定」とは、原則として本学の特定部局と外国の大学等又は大学等の特定部局との間で締結する協定をいう。署名者は本学においては当該部局長とし、相手方大学等においては学長又は部局長とする。この申合せにおいて「部局」とは、美術学部（大学院美術研究科を含む。）、音楽学部（大学院音楽研究科を含む。）、大学院映像研究科、大学美術館、附属図書館その他これらに相当する組織をいう。
- （６）協定の締結にあたっては、主担当部局、交流活動実施における主担当教員及び相手方大学等の担当教員を定める。
- （７）双方の関係者は、国際交流を積極的に展開するための財源の確保にできるだけ努める。
- （８）協定は、有効期間を必ず定め、その期限は最長５年とする。ただし、双方の合意により有効期間中における内容の変更又は協定の廃止、あるいは有効期間の更新ができる。
- （９）協定の更新にあたっては必ず交流実績等を見直し、評価を行う。

2 協定関係書類の作成

- （１）協定書では交流の大綱を定める。
- （２）協定書に基づく交流活動の内容は、「芸術国際交流に関する覚書」（以下「覚書」という。）で定める。
- （３）覚書に基づく交流活動の実施にあたり、双方のいずれかから要請があった場合には、当該活動の「実施計画書」を定める。ただし交換留学を行う場合には必ず詳細について「学生交流実施計画書」を定める。
- （４）協定書、覚書及び学生交流実施計画書（以下「協定書等」という。）は、別紙

様式1を参考に作成する。

- (5) 協定書等は原則として英語で作成する。ただし双方の合意により、日本語及び相手国の使用言語で作成することができる。この場合、複数言語で作成された協定書等はそれぞれ等しく正文とする。

3 協定締結の手続

(1) 大学間協定

- ①主担当部局は、グローバルサポートセンター（以下「G S C」という。）の協力を得て、協定参加について関係他部局に照会の上で、「芸術国際交流協定締結に関する希望書」（様式2）を作成し、G S C長に提出する。
- ②G S Cは希望書の提出を受けて、相手方大学等と協議の上、協定書（案）を作成する。
- ③主担当部局は、「芸術国際交流協定締結に関する提案書」（様式3）を作成し、協定書（案）とともに学長に提出する。
- ④学長は、G S C国際戦略委員会に諮った上で、当該協定締結の可否を決定し、主担当部局長に通知する。
- ⑤主担当部局長は、協定の締結後、学長及び教育研究評議会に報告する。協定の調印式を本学で開催する場合、G S Cは相手先大学等と日程等について協議し、式次第、本学からの参加者等を決定の上、調印式運営業務を行う。協定に参加する部局は、G S Cからの打診があった場合、調印式への参加者調整や調印式当日の進行業務について協力する。

(2) 部局間協定

- ①当該部局は、G S Cの協力を得て、「芸術国際交流協定締結に関する希望書」（様式2）を作成し、G S C長に提出する。
- ②G S Cは希望書の提出を受けて、相手方大学等と協議の上、協定書（案）を作成する。
- ③当該部局は「芸術国際交流協定締結に関する提案書」（様式3）を作成し、協定書（案）とともに学長に提出する。
- ④学長は、G S C国際戦略委員会に諮った上で、当該協定締結の可否を決定し、当該部局長に通知する。
- ⑤当該部局長は、協定の締結後、学長及び教育研究評議会に報告する。協定書の調印式を本学で開催する場合、当該部局は式次第、本学からの参加者等を部局内で決定の上、調印式運営業務を行う。G S Cは相手先大学等との開催日程等についての協議、及び調印式当日の進行業務について協力する。

4 協定締結後の扱い

- (1) G S Cは、毎年度、部局に対して協定に基づく交流の実績調査を行う。
- (2) G S Cは、交流活動が不十分であると認めた場合には、部局に対して交流の活性化、または廃止を勧告できる。

5 有効期間満了による協定終結の手続

- (1) 大学間協定では協定終結について関係他部局に照会の上で主担当部局が、部

- 局間協定では当該部局が、G S Cの協力を得て、「芸術国際交流協定有効期間満了による終結に関する希望書」（様式2）を作成し、G S C長に提出する。
- (2) G S Cは希望書の提出を受けて、相手方大学等と協議し、終結の意向を確認する。
 - (3) 主担当部局又は当該部局は「芸術国際交流協定有効期間満了による終結に関する提案書」（様式3）を作成し、学長に提出する。
 - (4) 学長は提案書の内容を確認し、当該協定終結の可否を決定の上、大学間協定では主担当部局長に、部局間協定では当該部局長に通知する。
 - (5) 協定の終結後、大学間協定では主担当部局長が、部局間協定では当該部局長が学長及び教育研究評議会に報告する。

6 協定内容変更の手続

- (1) 大学間協定では主担当部局が、部局間協定では当該部局がG S Cの協力を得て、「芸術国際交流協定内容変更に関する希望書」（様式2）を作成し、G S C長に提出する。
- (2) G S Cは希望書の提出を受けて、相手方大学等と協議の上、協定書（案）を作成する。
- (3) 主担当部局又は当該部局は「芸術国際交流協定内容変更に関する提案書」（様式3）を作成し、協定書（案）とともに学長に提出する。
- (4) 学長は提案書の内容を確認し、必要に応じG S C国際戦略委員会に諮った上で、当該協定内容変更の可否を決定し、大学間協定では主担当部局長に、部局間協定では当該部局長に通知する。
- (5) 協定更新後、大学間協定では主担当部局長が、部局間協定では当該部局長が学長に報告する。

7 有効期間中の協定廃止の手続

有効期間中に協定を廃止する場合の手続は、有効期間満了による協定終結の手続に準ずる。

8 協定更新の手続

- (1) 大学間協定では主担当部局が、部局間協定では当該部局がG S Cの協力を得て、「芸術国際交流協定更新に関する希望書」（様式2）を作成し、G S C長に提出する。
- (2) G S Cは希望書の提出を受けて、相手方大学等と協議の上、協定書（案）を作成する。
- (3) 主担当部局又は当該部局は「芸術国際交流協定更新に関する提案書」（様式3）を作成し、協定書（案）とともに学長に提出する。更新に伴い、内容の一部変更を希望する場合には、提案書内に変更箇所を明示する。
- (4) 学長は提案書の内容を確認し、必要に応じG S C国際戦略委員会に諮った上で、当該協定更新の可否を決定し、大学間協定では主担当部局長に、部局間協定では当該部局長に通知する。
- (5) 協定更新後、大学間協定では主担当部局長が、部局間協定では当該部局長が

学長に報告する。

9 覚書に関する手続

- (1) 覚書の内容は、当該覚書の基となる協定の範囲内のものでなければならない。
- (2) 覚書には当該覚書の基となる協定に基づくものである旨を必ず明記しなければならない。
- (3) 覚書の締結、終結、変更、廃止及び更新手続は、協定に関する手続に準ずる。

10 実施計画書に関する手続

- (1) 実施計画書の内容は、当該実施計画書の基となる覚書の範囲内のものでなければならない。
- (2) 実施計画書には、当該実施計画書の基となる覚書に基づくものである旨を必ず明記しなければならない。
- (3) 実施計画書の締結、終結、変更、廃止及び更新手続は、協定に関する手続に準ずる。

附 則

- 1 この申合せは、平成27年8月1日から施行する。
- 2 東京藝術大学における芸術国際交流協定締結の取扱いについて（平成20年11月7日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この申合せは、令和元年7月18日から施行する。